



健康保険に関するお知らせ

厚生労働省



①国民健康保険に関すること

8月1日から使用可能な新しい保険証は、7月中旬より特定記録郵便で順次郵送します。（保険証は世帯単位で世帯主の方へお送りします。）

※現在お手元にある保険証は、8月1日から使えなくなります。有効期限経過後は各自で適切に裁断してください。

新しい保険証が7月末になっても届かない場合は問合せ先までご連絡ください。

○8月から使用する限度額適用証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の申請を受付します。

8月1日から使用する認定証の申請を7月1日から受付します。また、現在交付を受けている方もお持ちの認定証の有効期限が7月31日までとなります。8月以降も必要な場合は更新が必要になりますので、保険課医療係まで申請してください。

②後期高齢者医療保険に関すること

8月1日から使用可能な新しい保険証は、7月上旬より特定記録郵便で順次郵送します。

※現在お手元にある黄色の保険証は、8月1日から使えなくなります。8月からは今回郵送する水色の保険証をご利用ください。有効期限経過後は各自で適切に裁断してください。

新しい保険証が7月末になっても届かない場合は問合せ先までご連絡ください。

○限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります。

現在ご使用の認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からは使用できません。引き続き交付対象に該当する方（令和6年度の町・道民税が非課税の世帯の方）は、保険証に同封してお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の黄緑色の認定証を破棄し、橙色の認定証をご使用ください。

③国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること

○保険証の有効期限は令和7年7月31日です。

今回郵送する保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。

※後期高齢者医療制度に加入する人など、一部の加入者は有効期限が異なる場合があります。

ただし、令和6年12月2日以降は再発行であっても、保険証は発行できません。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

○個人番号の下4桁のお知らせについて

国の対応として、保険証更新に合わせて個人番号下4桁のお知らせをしています。

マイナンバーカードを保険証として安心してご利用いただけるようにすることを目的とし、お知らせするものです。

万一、マイナンバーカード裏面に記載のある番号と異なっている場合には、問合せ先までご連絡ください。

※特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインに則り、今回の更新は特定記録郵便で保険証を郵送します。

○限度額適用認定証の提示が不要になります。

マイナ保険証を利用すれば事前に手続きが必要なく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。申請も必要なくなりますので、ぜひご利用ください。

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121

スマホで簡単行政手続き
余市町LINE公式アカウント

申請 24時間OK

- ◎住民票の写し
- ◎印鑑登録証明書の発行
- ◎税証明の発行
- ◎水道閉栓
- ◎粗大ごみの収集
- ◎健（検）診予約（随時）

検索 ごみの品目・収集曜日 & 休日当番医

こちらも要チェック
広報最新号・バックナンバー配信
◎意見・感想も受付中

LINE上「リッチメニュー」から

申請

ごみ

広報よいち

健（検）診予約

休日当番医

防災情報